

反社会的勢力の排除に関する規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

当行との各種預金その他の取引または当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引またはサービス等を総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定等を「原契約」といいます。）は、後記2.（1）①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記2.（1）①から③までの一つにでも該当する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2. (取引の停止、解約等)

（1）お客さま（取引にかかる代理人および保証人を含み、法人の場合は当該法人の役員等を含みます。以下同じです。）が次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行は取引を停止し、または通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①お客さまが行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または後記A. からE. までのいずれか一つにでも該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して後記A. からE. までのいずれか一つにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前記A. からD. に準ずる行為

（2）原契約に解約がなされたときの手続・方法または利息・損害金・手数料・貸越元利金等の取扱について定めがある場合には、前記（1）による解約につきこれらの定めを準用します。解約された取引にかかる残高がある場合の手続に際しては、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。なお、解約により生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。解約により

当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

3. (その他)

- (1) この規定は、原契約の一部を構成するとともに、原契約と一体として取り扱われるものとします。この規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。なお、原契約にこの規定と同様の条項がある場合は、原契約の当該条項が優先して適用されるものとします。
- (2) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (3) 前記(2)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2020年3月16日